

FLY Program(初年次長期自主活動プログラム)について

1. 目的・趣旨等

- 1) 入学直後の学生が、通常の大学生生活の開始に先立ち、社会における主体的な活動を長期間体験することを通じて、従来の意識・価値観を相対化しつつ、大学での学びの意義・目的を自ら確認・発見できる途を拓く。

初年次に学生が自らの主体的な選択により学校生活を離れた多様な活動の体験を積む機会を提供し、支援する。

2. 対象者及び採用人数

- 1) 新たに教養学部前期課程に入学する学生（平成25年度は4月入学者のみ）
- 2) 若干名

3. 基本的な許可要件

- 1) 計画が上記に示された目的・趣旨を踏まえて、実現可能な形で立案されており、かつ教育上明らかに不適切な内容を含まないこと。
- 2) 本プログラムに採用された学生は、「初年次特別休学」を申請するものとする。
- 3) 1年間の初年次特別休学により卒業までの期間が延びることを了解していること。
- 4) 計画内容に応じ、災害傷害保険及び賠償責任保険等に参加すること。
- 5) 初年次特別休学期間終了後、所定の報告を行う。

4. 初年次長期自主活動の期間等

- 1) 本プログラムにより活動する期間は、初年次特別休学の期間である1年間とし、原則として期間中の復学は認めない。（なお、初年次特別休学の期間は、現行制度の休学期間には算入しない。）
- 2) 本プログラムにより活動する期間の延長は認めない。ただし、現行の休学制度の適用によって実質的に活動を延長することは妨げない。

5. 学生の活動の評価

- 1) 本プログラムへの採用者は、応募者を審査のうえ選定する。
審査結果は、履修申告期間開始前までに決定・通知する。
- 2) 採用時の審査及び初年次特別休学期間後の評価は、下記に基づき実施する。

◆評価の観点

活動計画・活動報告等の評価は、主として下記の観点から実施する。

- (1) 長期性、継続性：数か月以上の長期にわたって継続的に行われ、学業の傍らでは

経験しにくい態様の活動であるか。

- (2) 社会性、国際性：学生としての日常生活を離れ、従来の意識・価値観を相対化し、自らの在り方を見直すインパクトのある活動であるか。
- (3) 公共性、規範性：「世界的視野を持った市民的エリート」を目指す者のロールモデルとして、公共の福祉の増進、社会貢献に寄与する活動であるか。

6. 期間中の連絡・相談体制及び安全管理

- 1) 本プログラムに採用された学生が、定期的に連絡や相談を行える教員が配置される。
- 2) 海外での活動において、外務省海外安全ホームページや本学国際本部が発行する「海外渡航危機管理ガイドブック」を参考とする。
- 3) 活動中に万一緊急事態が起きた場合の連絡先は別途定める。

7. 経済的な支援

本プログラム採用者に対しては、有意義な活動への積極的な取組みを支援する観点から経費の一部を支援する。

8. 申請手続き等

- 1) 本プログラムへの申請は、入学前（入学手続き時）の事前申請、及び入学後（プログラム説明会后）の本申請の二段階で行う。
- 2) 本学入学試験合格者のうち本プログラムへの採用を希望する者は、入学書類に事前申請書を同封し申請する。なお、本プログラムの募集要項は入学書類に同封し、本学入学試験受験者に予め配付する。
- 3) 本学への入学直後（4月当初）に実施される詳細な説明会に参加した上でプログラムへの採用を希望する者は、具体的な活動計画等を付した本申請を教養学部学生支援課学生支援係に申請する。
- 4) 申請が承認された者は、教養学部長に対し、速やかに本プログラムに伴う初年次特別休学願を提出する。
- 5) 初年次特別休学の期間は、当該年度の4月1日に遡り、同年度3月31日までとする。

〔注意事項〕

- (1) 日本学生支援機構奨学金の予約採用者が本プログラムに申請する際は、申請結果が出るまで日本学生支援機構への進学届の提出を行わない。
- (2) 本プログラム採用者は、日本学生支援機構奨学金の予約採用は取り消しとなる。
- (3) 入学から審査結果通知までの間については、一般の学生と同様に、英語等の抽選対

象科目履修希望登録を行っておく必要がある。

- (4) 留学生については、在留資格等との関係により、採用できないことがある旨事前に周知する。

9. 名称

英文名 : Freshers' Leave Year Program (FLY Program)

10. 問合せ先

本部学生支援課

E-mail: fly-program@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

11. 留意事項

本プログラムに関する留意事項等は「FYL Programの留意事項」を確認する事。